

令和8年度 河津町国民健康保険生活習慣病予防教室業務委託仕様書

1. 業務委託名

令和8年度 河津町国民健康保険生活習慣病予防教室業務委託

2. 目 的

生活習慣の改善による医療費の抑制を目的に、生活習慣病予防教室を実施する。

3. 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月26日まで

4. 業務実績等

(1) 生活習慣病予防対策業務の実績

受注者は、地方公共団体が発注した生活習慣病予防対策業務に関わる受注実績を有すること。

(2) プライバシーマーク等の取得

本業務は、個人の健診結果情報を取り扱う性質上、情報セキュリティマネジメント（ISMS）の適合性評価制度における認定又はプライバシーマークを取得していること。

5. 委託内容

参加者募集、予防教室の講師、スタッフの手配、健康測定機器による測定、運動改善指導など運營業務全般、保健指導と継続的支援、評価等を含む生活習慣病予防教室の運営全般。

(1) 業務に関するすべての印刷物の作成

受注者は、各種印刷物について企画、編集、デザインを行い、発注者の要望に対して迅速に対応し、効果の上がることが想定される企画案を提示すること。

(2) 参加者募集のための教室案内リーフレットの作成

①内容（以下の内容を含むこととする。）

- ・生活習慣病予防教室の目的や講座の内容、申込方法がわかりやすく明記されていること。
- ・「この事業は河津町からの委託を受けて業務を行っています。」と明記すること。

②留意点

- ・参加意欲がわくような編集デザインとなるように考慮すること。
- ・メディア、ユニバーサルデザインに配慮し、様々な人に情報が見やすく、

理解しやすいデザインにすること。

- ・リーフレット作成にあたっては事前に発注者と十分な打合せを行うこと。

(3) 案内通知の発送、参加勧奨等

- ・発注者は令和8年度の特健診受診者の情報提供者リスト500人（最大見込）の中から保健指導対象者を選定し、受注者が個別通知を作成する。
- ・受注者は送付用封筒を作成し、発注者が抽出した対象者住所リストに従い郵送すること。また、郵送時に発注者からの挨拶文も作成して同封する。
- ・個別通知送付後、さらに対象者を発注者が130人程度選定し、受注者は電話による参加勧奨を行い、参加が見込めない者に対しては、生活習慣改善のための保健指導を行うこと。

(4) 生活習慣病予防を目的とした健康教室（3回）の実施

① 1回目：開講式（生活習慣病予防全般の内容）

- ・健康測定（2種類）の実施
- ・野菜充足度測定（カロテノイド量測定「カゴメベジチェック」）と高精度体成分分析装置を使った個別健康測定（インボディ）を実施する。
- ・結果については、専門アドバイザーが個別説明を行い、結果表（A4判カラー刷り）を渡すこと。
- ・講義時間は90分間の実施とする。
- ・講師は、講義に必要な知識及び技術を習得しており、同様の講義において実績のある者（管理栄養士）とする。

② 2回目：運動指導

- ・姿勢やゆがみ改善のためのストレッチ、ホームエクササイズ等を中心とした運動指導を実施する。
- ・健康姿勢測定（アーティクル・ショット）を実施し、個人結果表を渡し、講義の中で説明を行い姿勢改善にも繋げること。
- ・講義時間は90分間の実施とする。
- ・講師は、講義に必要な知識及び技術を習得しており、同様の講義において実績のある者（健康運動指導士）とする。

③ 3回目：閉講式（終了時講義）

- ・健康測定（2種類）の実施
- ・1回目同様に野菜充足度測定（カロテノイド量測定「カゴメベジチェック」）と高精度体成分分析装置を使った個別健康測定（インボディ）を実施し、前後評価を行うこと。
- ・講義時間は90分間の実施とする。
- ・講師は、講義に必要な知識及び技術を習得しており、同様の講義において実績のある者（管理栄養士又は健康運動指導士）とする。

④ アンケート調査の実施、野菜充足度測定・体組成結果については、参加者のデータを分析し、評価レポートを作成すること。

⑤事業評価報告書作成、データ及び製本（3部）

⑥30名程度の参加者を確保すること。

- （5）プログラム実施に際しては、健康づくりの目標や実践内容の経過を記入できる記録表や教材について、発注者と協議して、企画及び作成すること。
- （6）支援終了後には、アセスメントにて目標の達成度と生活習慣の改善の変化を比較する。
- （7）受注者は、保健指導の従事者として、保健指導や教室運営経験のある者（管理栄養士、健康運動指導士等の資格を有する者）を適宜配置する。

6. その他

- （1）本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
- （2）受注者は、本業務に要する費用については、すべて本業務の委託費に含むこと。
- （3）発注者は、本業務に必要な資料等を受注者に無償で提供するものとする。
- （4）本業務委託料の請求は、すべての業務が終了後に行うものとする。

【特記事項】

受注者は、国（厚生労働省保健局）が示した「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（2024年3月 第4.1版）」：「4-1-2 特定保健指導の外部委託に関する基準（告示 第2）」の要件を満たしていること。